

【お知らせ】 入札説明書等の訂正について

令和7年4月15日に公告されました年金事務所等のお客様満足度調査におけるアンケートはがきのデータ入力業務について、下記の通り変更いたしましたのでお知らせいたします。

【令和7年4月15日訂正箇所】

契約書（案）の記載に一部、不備がありましたため、下記の通り、訂正いたしました。

訂正前	訂正後
<p>（談合等の不正行為にかかる違約金等）</p> <p>第34条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する金額（以下「不正行為違約金」という。）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。</p> <p>2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。</p> <p>3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為にかかる違約金額」という。）が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。</p>	<p>（談合等の不正行為にかかる違約金等）</p> <p>第34条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する金額（以下「不正行為違約金」という。）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。</p> <p><u>(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。</u></p> <p><u>(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。</u></p> <p><u>(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。</u></p> <p><u>(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1</u></p>

	<p><u>項の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p>2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。</p> <p>(1) <u>公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。</u></p> <p>(2) <u>当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。</u></p> <p>(3) <u>乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。</u></p> <p>3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為にかかる違約金額」という。）が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。</p>
--	--